

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第114号



## 警察官をかたる詐欺が多発中！

警察を名乗り、金銭を要求される詐欺事件が十勝でも発生しています。全国の消費生活センターにも警察を名乗る不審な電話に関する相談が増えています。

### 事例その1

釧路警察署の警察官を名乗る男から「あなたの口座が詐欺に使われている。逮捕状も出ている。捜査協力してくれば逮捕しない。指示に従ってほしい」と電話があり、その後、犯人から指示されるままに被害者名義のネットバンク口座を開設し、860万円を振り込んだところ、引き出されてだまし取られる被害が発生した。

### 事例その2

実在の警察署の警察官を名乗る男から「家宅捜索をした家からあなた名義のキャッシュカードが見つかった。資金洗浄事件にあなただも加担しているのではないかと調査するためのお金を振り込んでください」と言われ、SNSのビデオ通話で警察手帳のようなものを見せられ信じ込み、ATMから複数回振り込んでしまい被害に遭った。

### ポイント

◆「逮捕される」「犯罪に加担している」などと不安をあおられても冷静に対応しましょう。本物の警察官は、電話やSNSでそのような話をすることはありません。

◆二セの警察手帳や逮捕状を見せてくるケースもありますが、本物の警察官がSNS・ビデオ通話で見せてくることや連絡してくることはありません。

◆警察官が捜査協力や口座の調査目的で、金銭を要求することはありません。

警察官以外にも、官公庁の職員や電話会社などをかたった同様の詐欺被害が発生しています。怪しいと感じたら、すぐに電話を切って相談しましょう。（警察相談 ☎ #9110）



## 相談事例紹介

## 太陽光パネルの点検が義務化されたって本当？

### 今月の相談

数日前、自宅に「太陽光パネルの点検が義務化されたので無料で点検します」と勧誘業者から電話があった。設置業者からの電話だと思い訪問日時を決めたが、そうではないと分かり、連絡先に電話をかけたが繋がらなかった。点検が義務化されたというのは本当なのか。

相談者には、勧誘業者が訪問した際に「設置業者からの電話」と思い訪問日時を決めたが、別業者だったので、点検はキャンセルする」と伝えるよう助言しました。また、自宅の太陽光発電システムが点検義務の対象になるかどうかは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき「FIT制度・FIP制度（再生可能エネルギーの買取制度）」の利用の有無や出力等により異なるため、設置業者へ確認するよう伝えました。

「点検が義務化された」「無料で点検する」と言いつて契約を迫る事業者や、「太陽光パネルが原因で火災が起きている」などと不安をあおり勧誘する事業者もいるので、慎重に対応しましょう。

### 【被害に遭わないためのポイント】

- ・事業者から「点検が義務化された」と言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。分からない場合には、設置業者に相談してください。
- ・太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せず複数社から見積りを取り、点検内容や費用等をよく確認しましょう。
- ・不安に思った場合は、消費生活センターに相談してください。

問 幕別町消費生活センター（☎55-5800）

| 地区 | 相談受付   | 場所                   |
|----|--------|----------------------|
| 札幌 | 月曜～金曜  | 札幌コミュニティプラザ 消費生活センター |
| 幕別 | 火曜・木曜  | 役場 1階相談室             |
| 忠類 | 第2・4水曜 | 忠類コミュニティセンター         |

※忠類地区での相談は事前予約が必要です。

## 見守り 新鮮情報

- ❑ 市場で**希少な商品**が入手可能
- ❑ 米やブランド品が**不自然に安い**
- ❑ サイト内の**日本語表記**が**不自然**
- ❑ 支払い方法が限定されている。振込先の**銀行口座**が**個人名義**
- ❑ キャンセル、返品、返金**ルール**の**記載がない**

# 怪しい通販サイトにご注意



- ❑ 事業者の**名称**、住所、電話番号が**明記されていない**
- ❑ **事業者情報**をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、**嘘**の情報が記載されている
- ❑ 問い合わせ先の**メールアドレス**が**フリーメール**
- ❑ 問い合わせ先の**電話番号**が**通じない**

## ひとこと助言

不自然に安いのは  
怪しいよ



見守るくん

- ブランド品や入手困難な米などが安く買えるなど、通販サイトを見て注文し代金を支払ったのに商品が届かないなどの相談が寄せられています。少しでも怪しいと感じたら利用はやめましょう。
- 被害にあった場合は、すぐにクレジットカード会社や振込先銀行に相談しましょう。併せて最寄りの警察に被害を届け出ましょう。
- 不安なときはお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談下さい（消費者ホットライン188）。海外事業者とのトラブルについては国民生活センター越境消費者センター（<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>）でも相談を受け付けています。被害の相談は警察でもできます（警察相談専用電話「#9110」）。